

20文科初第1018号
厚生労働省発雇児第1212003号
平成20年12月12日

各 都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

文部科学事務次官
厚生労働事務次官

平成20年度認定こども園施設整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「平成20年度認定こども園施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成20年10月16日から適用することとされたので通知します。

別 紙

平成20年度認定こども園施設整備費国庫補助金交付要綱

(通 則)

1 認定こども園施設整備費国庫補助金（以下「当該補助金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 当該補助金は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第2項に基づく幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を整備するために必要な幼稚園及び保育所の整備に要する経費の一部を補助することにより、就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進し、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

(定 義)

- 3 交付要綱において「幼稚園」、「保育所」とは、次の（1）、（2）をいう。
- （1）「幼稚園」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。
 - （2）「保育所」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する保育所をいう。

(交付の対象)

4 当該補助金は、幼保連携型認定こども園の認定を受ける次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、③欄に定める補助根拠により④欄に定める補助者である市区町村（特別区を含む。以下「市区町村」という。）が行う補助事業を交付の対象とする。

①施設種別	②設置者	③補助根拠	④補助者	⑤市区町村補助率	⑥国庫補助率
(1) 幼稚園	学校法人 社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の社会福祉法人である場合において当該幼稚園の施設整備を行う場合に限る。）	予算措置	市区町村	3 / 4	2 / 3
(2) 保育所	社会福祉法人 学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の施設整備を行う場合に限る。） 日本赤十字社又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（ただし、平成20年12月1日以降公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人及び特例財団法人とする。）				

なお、②欄に定める設置者（以下「学校法人・社会福祉法人等」という。）には、新たに学校法人・社会福祉法人等を設立し、幼保連携型認定こども園の認定を受ける場合を含む。

さらに、日本赤十字社又は民法第34条の規定により設立された法人が、幼保連携型認定こども園を構成する保育所の整備を行う場合においては、幼稚園の設置者が学校法人であるときに限る。

（補助金の対象除外）

5 当該補助金は、次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（ただし、開所予定日において残余耐用年数が10年以上であり、既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 基本設計に要する費用
- (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

6 当該補助金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 4の表の①欄に定める施設種別ごとに、別表の第2欄により算出した基準額の合計を算出する。
- (3) 施設種別ごとに、(1)により選定された額と(2)により算出した額とを比較していずれか少ない方の額に4の表の⑤欄に定める市区町村補助率を乗じて得た額と、市区町村が補助した額とを比較していずれか少ないほうの額に、4の表の⑥欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

(補助金の概算払)

7 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(交付の条件)

8 当該補助金の市区町村長（特別区長を含む。以下「市区町村長」という。）への交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物等の用途

ウ 利用定員

(2) 事業を中止、又は廃止（一部中止、又は廃止を含む。）する場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに文部科学大臣及び厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 当該補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(5) 市区町村は学校法人・社会福祉法人等に対して当該補助金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市区町村長の承認を受

けなければならない。

(ア) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

(イ) 建物等の用途

(ウ) 利用定員

イ 事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市区町村長の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市区町村長に報告してその指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市区町村長の承認を受けずに当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

オ 市区町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市区町村に納付させることがある。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙5の様式により速やかに市区町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市区町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市区町村に納付させることがある。

ク 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ケ 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市区町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

- (6) (5)により付した条件に基づき市区町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (7) 学校法人・社会福祉法人等から財産の処分による収入又は補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入れ控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (8) 学校法人・社会福祉法人等が(5)により付した条件に違反した場合には、当該補助金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

- 9 当該補助金の交付の申請は、別に定める日までに別紙1の様式による申請書に關係書類を添えて、文部科学大臣及び厚生労働大臣を連名として提出するものとする。

(交付決定の通知)

- 10 文部科学大臣及び厚生労働大臣は当該補助金の交付申請書の提出を受けたときは、これを審査の上、連名による交付決定を行い、市区町村長に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

- 11 市区町村長は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を、文部科学大臣及び厚生労働大臣を連名として提出しなければならない。

(変更申請手続)

- 12 当該補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う市区町村長は、別に定める日までに9に定める申請手続に従い、文部科学大臣及び厚生労働大臣を連名として提出しなければならない。

(変更交付決定の手続き)

- 13 文部科学大臣及び厚生労働大臣は補助金変更交付申請書の提出を受けたときは、これを審査の上、連名による交付決定の変更を行い、市区町村長に通知するものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 14 当該補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

文部科学大臣及び厚生労働大臣は、9若しくは12による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に連名による交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(実績報告)

15 当該補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

市区町村長は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(8の(2)又は(5)のイにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は平成21年4月10日のいずれか早い日までに、文部科学大臣及び厚生労働大臣を連名として提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、当該補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙4の様式による報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣を連名として提出しなければならない。

(補助金の返還)

16 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを連名により命ずる。

(その他)

17 特別の事情により6、9、12及び15に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣の連名による承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

算 定 基 準

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	ア 定員1人当たり 以下の単価に定員を乗じて得た額 822,000円 イ 必要に応じ大型遊具加算として 3,240,000円を加算する。	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、文部科学大臣及び厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。

別紙 1
様式 1-1

番 号
年 月 日

文部科学大臣
厚生労働大臣 殿

市区町村長 印

平成20年度認定こども園施設整備費補助金の交付申請について

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1	申請額	別紙のとおり	(別紙1 様式1-2)
2	整備計画概要	別紙のとおり	(別紙1 様式1-2)
3	申請額算出内訳	別紙のとおり	(別紙1 様式1-3)
4	申請額算出明細	別紙のとおり	(別紙1 様式1-4)

(添付書類)

- ・市区町村の歳入歳出予算書（見込書）抄本
- ・既存園舎及び建設予定の園舎等の設計図書（部屋の配置が分かる平面図等）
- ・工事の見積書及び内訳明細書
- ・各室面積表（㎡数、年齢区分、定員等）
- ・現況写真（必要に応じて提出）
- ・その他文部科学大臣、厚生労働大臣が必要と認める書類

平成20年度認定こども園施設整備費補助金における施設整備計画書

都道府県名 _____

市区町村名 _____

1. 整備計画の概要

施設名	施設種別	設置主体	所在地	対象経費の実支出(予定)額(千円)	国庫補助申請額(千円)	抵当権設定の有無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
合 計						

2. 整備の目的及び都道府県への認定申請書類の進達予定日

整備の目的	
都道府県への認定申請書類の進達予定日	

3. 整備の概要（既存施設の状況、整備部分、建設予定の園舎の整備等について具体的に記入）

施設名	施設種別	現在の定員	整備後の定員	整備により増加した定員数	整備の内容
合 計					

- ※ 施設種別については、交付要綱の3の表の①欄の施設種別を記入すること。
 幼稚園機能、保育所機能部分（認可外部分）の定員については、括弧書きで記入すること。
 整備により増加した定員数の欄の数は、0以上とすること。

別紙 1

様式 1-2

4. 市町村全体の保育所の定員・現員・待機児童数

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
定 員			
現 員			
待機児童数			

※ 各年度10月1日の現在数を記入すること。

※ 平成21年度については見込みを記入すること。

5. 当該施設の整備実績

施設名	施設種別	整備 年月日	国庫補助金名 (国庫補助額) (千円)	財産処分 の有無	整備内容

※ 施設種別については、交付要綱の3の表の①欄の施設種別を記入すること。

※ 国庫補助を受けて整備した実績については、上段に補助金を受けた年度及び国庫補助金名、下段に括弧書きで国庫補助額を記入すること。

別紙 1
 様式 1-2
 記入要領

1. 整備計画の概要について

平成20年度整備予定について「施設名」・「施設種別」・「設置主体」・「所在地」・「対象経費の実支出（予定）額」・「国庫補助申請額」を記入すること。

※「所在地」：番地まで記入すること。

※「対象経費の実支出（予定）額」、「国庫補助申請額」：千円単位で記入すること。

※「抵当権設定の有無」：以下に基づく抵当権の設定の有無を記入すること。

- ア 平成20年7月30日20文科初第490号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認等について」の別添「文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3に規定する抵当権の設定の有無
- イ 平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の（1）に規定する抵当権の設定の有無

2. 整備の目的

当該整備計画に掲げられている施設整備の目的を記入すること。

また、幼保連携型認定こども園への移行の時期も記入すること。

記入の観点としては、施設整備の目的及び必要性、施設整備による効果等とする。

※必要に応じ、資料を添付すること。

3. 整備の概要

<記載例> 1つの市区町村で、2つの認定こども園を整備する場合

施設名	施設種別	現在の定員	整備後の定員	整備により増加した定員数	整備の内容
A こども園	保育所	60	90	30	既存園舎を全面解体し新しく定員90人の園舎を整備
	幼稚園	0	30	30	新しく定員30人の園舎を整備
	小計	60	120	60	
B こども園	幼稚園	60	30	0	既存園舎の定員を60人→30人へ
	保育所	(30)	60	60	既存園舎の幼稚園部分を改修し、保育所機能部分と併せて保育所として整備
	小計	60 (30)	90	60	
合計		120 (30)	210	120	

※ 施設種別については、交付要綱の3の表の①欄の施設種別を記入すること。

幼稚園機能、保育所機能部分（認可外部分）の定員については、括弧書きで記入する

別紙 1

様式 1-2

こと。

整備により増加した定員数の欄の数は、0以上とすること。

4. 市町村全体の保育所の定員・現員・待機児童数

各年度10月1日の現在数を記入すること。

平成21年度については見込みを記入すること。

5. 当該施設の整備実績

<記載例>

施設名	施設種別	整備 年月日	国庫補助金名 (国庫補助額) (千円)	財産処 分の有無	整備内容
A 保育所	保育所	H10.4.1	平成9年度社会福祉施設等施設整備費補助金 (50,000千円)	無	新しく園舎を建設

※ 施設種別については、交付要綱の3の表の①欄の施設種別を記入すること。

※ 国庫補助を受けて整備した実績については、上段に補助金を受けた年度及び国庫補助金名、下段に括弧書きで国庫補助額を記入すること。

別紙1
様式1-3

平成20年度認定こども園施設整備費補助金申請額内訳

都道府県名 _____
市区町村名 _____

設置主体	施設名 施設種別	設置者の対象経費の	寄付金その他	差引額	選定額	交付要綱の別表の算定基準による算定額		大型遊具算定額	加算合計	市区町村補助基本額	市区町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
		総事業費(予定)額	の収入額等			整備により増加した定員	基準額						
A	B (≤ A)	C	D (= A - C)	E	F	G	H (= F × G)	I	J (= H + I)	K	L	M	N
	幼稚園												
	保育所												
	小計												
	幼稚園												
	保育所												
	小計												
	計												

(注) 施設種別単位で作成すること

A～C欄には、施設種別ごとに施設種別の定員等で按分した額を記入すること

C欄には、移行時特別積立金を含むこと。学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除くこと。

E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること

F欄については、別紙1の様式1-4により算出すること

G欄については、交付要綱別表のアを参照

H欄については、交付要綱別表のイを参照

K欄は、E欄の額とI欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること

L欄については、市区町村が学校法人・社会福祉法人等に実際に補助した額を記入すること

M欄は、K欄の額に3/4を乗じた額とL欄の額を比較して少ない方の額を記入すること

N欄は、M欄の額に2/3を乗じた額を記入すること

平成20年度認定こども園施設整備費補助金申請額明細書

都道府県名 _____ 市町村名 _____ 部(局)課名 _____ 部 _____ 課 _____ 電話 _____ FAX _____
 担当者名 _____ e-mail _____

(フリガナ)施設名			(フリガナ)設置主体名			経営名称	(フリガナ)	
所在地	(移転前)			(移転後)			主体	法人種別
大型遊具加算	有・無	待機児童数	()人	建物延面積及び構造	整備前	階	m ² ⇒	整備後
既存施設の状況	建築年度	年度	(経過年数	年)	国庫補助の有無	()	※「有」「無」を記入	
					整備前	階	m ² ⇒	整備後

児童年齢別内訳	施設種別	定員数							整備により増加した定員数
		0	1	2	3	4	5~	合計	
現在定員	幼稚園								
	保育所								
	幼稚園機能								
	保育所機能								
整備後定員	幼稚園								
	保育所								

契約	予	定	平成	年	月	日
施工	予	定	平成	年	月	日
完成	予	定	平成	年	月	日
画関	所	予	平成	年	月	日

※整備により増加した定員数の算出に当たっては、整備により減少した定員は計上せず、整備により増加した定員のみを計上すること。また、元々の機能部分の定員も増加した定員として計上すること。

「施設」整備区分	増加定員	対象経費の実支出予定額	交付要綱の別表の算定基準による算定額	整備の概要
幼稚園				
大型遊具加算				
保育所				
大型遊具加算				
計		円	円	

※対象経費の実支出予定額については、施設種別ごとに施設種別の定員等で按分した額を記入すること。

用地の状況	所有 _____ m ²	用地未決定の場合における手続きの状況
	買収予定(平成 年 月) _____ m ²	
	借地(地上権 賃借権 無償貸与) _____ m ²	用地について(地域住民との調整状況・環境等)
	(借用の相手) _____	

資金内訳	施設種別	国庫補助金	市区町村の実負担額	設置者負担				総事業費
				一般財源	寄付金	地方単独補助()	計	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	計							

※国庫補助金については、「対象経費の実支出予定額」と「交付要綱の別表の算定基準による算定額」とを比較し、少ない方の額に1/2を乗じた額を記入すること。
 ※市区町村の実負担額については、市区町村が補助した額から国庫補助金の額を差し引いた額を記入すること。

市区町村の予算措置状況	当初	補正(月)	設置主体の予算措置状況	当初	補正(月)
-------------	----	--------	-------------	----	--------

別紙 2

様式 1-1

番 号
年 月 日

文部科学大臣
厚生労働大臣 殿

市区町村長 印

平成20年度認定こども園施設整備費補助金の事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度認定こども園施設整備費補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- | | |
|-------------------------------|--------------------|
| 1 精 算 額 | 別紙のとおり (別紙2 様式1-2) |
| 2 整備計画実績の概要 | 別紙のとおり (別紙2 様式1-2) |
| 3 精算額算出内訳 | 別紙のとおり (別紙2 様式1-3) |
| 4 事業実績報告書 | 別紙のとおり (別紙2 様式1-4) |
| 5 市区町村及び設置主体の歳入歳出決算書 (見込書) 抄本 | |

平成20年度認定こども園施設整備費補助金における施設整備計画実績の概要

都道府県名 _____

市区町村名 _____

1. 整備計画実績の概要

施設名	施設種別	設置主体	所在地	対象経費の実支出額(千円)	補助金精算額(千円)	抵当権設定の有無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
合 計						

(注) 抵当権設定の有無の欄には、以下に基づく抵当権の設定の有無を記入すること。

- ア 平成20年7月30日20文科初第490号「私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)に係る財産処分の承認等について」の別添「文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3に規定する抵当権の設定の有無
- イ 平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

また、抵当権の設定を証明できる書類(登記簿の写し等)を添付すること。

別紙2
様式1-3

平成20年度認定こども園施設整備費補助金精算額内訳

都道府県名 _____
市区町村名 _____

設置主体	施設名 施設種別	設置者の 総事業費 円A	対象経費の 実支出額 円B(≦A)	寄付金その他 の収入額等 円C	差引額 円D(=A-C)	選定額 円E	交付要綱の別表の算定基準による算定額		市区町村		国庫補助		国庫補助		国庫補助		差引額 円Q(=P-N)	過	
							定員 円F	定員1人当たりの 基準額 円G	基準額 円H(=F×G)	大型遊具 加算額 円I	算定額 円J(=H+I)	補助基本額 円K	補助額 円L	基本額 円M	所要額 円N	交付決定額 円O			受入済額 円P
	幼稚園																		
	保育所																		
	小計																		
	幼稚園																		
	保育所																		
	小計																		
	計																		

(注) 施設種別単位で作成すること

- A～C欄には、施設種別ごとに施設種別の定員等で按分した額を記入すること
- C欄には、移行時特別積立金を含めること。学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除くこと。
- E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること
- F欄については、別紙2 様式1-4により算出すること
- G欄については、交付要綱別表のイを参照
- H欄については、交付要綱別表のイを参照
- K欄は、E欄の額とI欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること
- L欄については、市区町村が学校法人・社会福祉法人等に実際に補助した額を記入すること
- M欄は、K欄の額に3/4を乗じた額とL欄の額を比較して少ない方の額を記入すること
- N欄は、M欄の額に2/3を乗じた額を記入すること

事業実績報告書

1 国庫補助における実施施設の概要

- (1) 都道府県名・市区町村名
- (2) 施設の名称及び所在地
- (3) 施設の種類
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 利用定員

	現在定員 (人)	増加定員 (人)	合計 (人)
幼稚園			
保育所			
幼稚園機能			
保育所機能			
合計			

2 当該国庫補助による施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

(ア) 敷地面積 m^2

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

(ウ) 建物の面積 建築面積 m^2 、延面積 m^2

(エ) 建物の構造（ 造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積 m^2 、延面積 m^2

(イ) 建物の構造（ 造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分（取りこわし）年月日

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 m²、延面積 m²
(イ) 建物の構造 (造)

(2) 支出済事業費総額

- ア 主体工事費 円
イ 工事事務費 円
ウ 小計 (本体工事費) 円
エ その他の工事費 円
オ 合 計 円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
イ 着工年月日
ウ 竣工年月日
エ 事業開始年月日
オ 解体撤去工事関係
(ア) 着工年月日
(イ) 完了年月日
カ 仮設施設工事関係
(ア) 工事期間
(イ) 仮設施設の使用期間

(4) その他参考事項

(添付書類)

- ア 請負いの場合は、工事請負契約書の写
直営の場合は、支払領収書の写
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写（仮施設整備のみ）
- イ 工事完了を確認するに足る検査済証の写
（建築基準法第7条第5項又は第18条第16項の規定による検査済証）
- ウ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- エ 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
- オ 建物内外主要部分の写真
- カ 工事契約金額報告書（別紙2 様式1-5）
- キ その他必要な書類

別紙2
様式 1-5

番 号
年 月 日

各 市 区 町 村 長 殿

社会福祉法人〇〇〇会
理事長 〇〇〇〇

施工業者
株式会社 △△△建設
代表取締役 △△△△

工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	平成 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
設 計 監 理 委 託 契 約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円

平成20年度認定こども園施設整備費補助金調書

平成20年度 文部科学省・厚生労働省所管

(都道府県名)

(市区町村名)

国		地方公共団体										備考	
歳出予算科目	交付決定の額 円	歳入			歳出								
		科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	うち 国庫補助 相当額 円	支出済額 円	うち 国庫補助 相当額 円	翌年度 繰越額 円	うち 国庫補助 相当額 円		
(項) 初等中等教育等振興費													
(目) 認定こども園施設 整備費補助金													
(項) 保育所運営費													
(目) 認定こども園施設 整備費補助金													

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書（ ）をもって附記すること。

番 号
年 月 日

文部科学大臣
厚生労働大臣 殿

市 区 町 村 長 印

平成20年度認定こども園施設整備費補助金の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。

番 号
年 月 日

市 区 町 村 長 殿

社会福祉法人等名
代 表 者 名 印

平成20年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成20年度認定こども園施設整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

- 1 整備計画内における施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要交付金等返還相当額）
金 _____ 円
- 4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等